

大船渡市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内で、市内の木造住宅に対し、耐震診断士による耐震診断を実施することにより、当該木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行している「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を「一般診断法」で評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 市町村が実施する木造住宅耐震診断支援事業の診断士として岩手県が認定した者をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の主体は、大船渡市とする。ただし、この事業の一部を委託することができる。

(対象住宅)

第4条 耐震診断の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、大船渡市内に存する木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、又は増改築された際、昭和56年5月31日以前に建築された部分が既存不適格建築物の増改築等に係る緩和措置を受けているもの。
- (2) 在来軸組工法又は伝統的工法の一戸建て専用住宅、併用住宅（住宅の用に供する部分が延べ床面積の2分の1以上あるものに限る。）で地上階数が2以下のもの。
- (3) 過去に、国、県、又は市の他の制度による耐震診断を受けていないもの。

(耐震診断の申込み)

第5条 耐震診断を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものであるときは、共有者のうちから選任した代表者1人をいう。以下「申込者」という。）は、大船渡市木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込みは、申込者1人につき1戸とする。

(耐震診断実施の決定)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは大船渡市木造住宅耐震診断実施決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、申請を却下するときは、大船渡市木造住宅耐震診断却下決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(耐震診断の実施)

第7条 市長は、耐震診断の実施を決定した対象住宅について、耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うものとする。

2 前項の場合において、対象住宅が建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物であるときは、それぞれ当該各条に規定する建築士の資格を有する耐震診断士を派遣するものとする。

(耐震診断実施決定の取消し)

第8条 市長は、耐震診断実施の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、耐震診断実施の決定を取り消すものとする。

- (1) 耐震診断実施の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により第6条第1項の決定を受けたとき。
- (2) その他市長が特に不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断実施の決定を取り消したときは、大船渡市木造住宅耐震診断実施決定取消通知書（様式第4号）により耐震診断実施の決定を受けた者に通知するものとする。

(費用負担)

第9条 耐震診断に要する費用は、1件当たり50,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、そのうち市が47,000円を、耐震診断を受けた者が3,000円を負担するものとする。

2 耐震診断を受けた者は、前項に定める額を派遣された耐震診断士に支払うものとする。

(診断結果の通知)

第10条 市長は、耐震診断の結果を大船渡市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書（様式第5号）により耐震診断を受けた者に通知するものとする。

(指導及び助言)

第11条 市長は、前条の結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、耐震診断を受けた者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

(守秘義務)

第12条 派遣された耐震診断士は、当該耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 大船渡市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年大船渡市告示第76号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申込者 住 所

フリカ、ナ
氏 名

印

連絡先

大船渡市木造住宅耐震診断申込書

大船渡市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記の住宅について、耐震診断士の派遣による耐震診断を申し込みます。

対象住宅	① 所在地	大船渡市			
	② 建築確認済証 年月日	年 月 日 第 号 ※建築確認済証がある場合に記入してください。			
	③ 建築年月日	年 月 日			
	④ 延べ床面積		1階	2階	地階
住宅		m ²	m ²	m ²	m ²
店舗等		m ²	m ²	m ²	m ²
合計		m ²	m ²	m ²	m ²
耐震診断を希望する日	第1希望	年 月 日 ()			
	第2希望	年 月 日 ()			
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認済証又は検査済証の写し ・ 建物登記全部事項証明書又は固定資産税納税通知書の写し ・ 案内図、各階平面図（建築確認申請図面があればその写し） ・ 2面以上の外観写真 ・ 申込者の住所、氏名を確認できる書類（運転免許証の写し等） ・ 増改築された際に昭和56年5月31日以前に建築された部分が既存不適格建築物の増改築等に係わる緩和措置を受けているものであることを確認できるもの（増改築等されている場合に限る。） 				
摘要					

備考 ②及び③が複数ある（増築等をしている）場合は、そのうち最も古いものを記入し、その他の内容及び時期を摘要欄に記入してください。

様

大船渡市長 印

大船渡市木造住宅耐震診断実施決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断を下記のとおり実施しますので、大船渡市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

対象住宅	所在地	大船渡市			
	建築確認済証	年 月 日		第 号	
	建築年月日	年 月 日			
	延べ床面積	1 階	2 階	地 階	合 計
m ²		m ²	m ²	m ²	
調査日時		年 月 日 () 午前・午後 時頃			
耐震診断士名		認定番号		第 号	
問い合わせ先		事業者名 代表者役職名・氏名 電話			
摘要					

- 備考 1 調査の当日は、立会いをお願いします。また、建築確認申請図書や住宅の図面を耐震診断士に提示してください。
- 2 床下及び天井裏を調査しますので、室内の荷物の整理等をお願いします。

様式第3号（第6条関係）

大船渡市指令住第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市木造住宅耐震診断却下決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断について下記の理由により、耐震診断を実施しないことと決定したので、大船渡市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

（理由）

様式第4号（第8条関係）

大船渡市指令住第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市木造住宅耐震診断実施決定取消通知書

年 月 日付け 大船渡市指令住第 号で耐震診断の実施を決定した住宅について、下記の理由により耐震診断実施を取り消しましたので、大船渡市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地	大船渡市
2 取消理由	

大船渡市指令住第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書

年 月 日付け 大船渡市指令住第 号 大船渡市木造住宅耐震診断実施
決定通知書に基づき実施した耐震診断の結果について、下記のとおり関係書類を添えて通知します。
なお、この報告書は調査時点での診断結果ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

記

1. 診断結果

別紙「木造住宅耐震診断結果報告書」のとおり

2. 問い合わせ先

- ・診断結果の内容に関する質問等

耐震診断士名
電話

- ・その他、全般について

大船渡市 課 係
電話